

2020 年 9 月 5 日

緑園 6 丁目自治会

災害時要援護者地域支え合い担当

「災害時要援護者」地域支え合い活動について

横浜市では大きな災害発生時において、自力での避難が困難な方（災害時要援護者/以下要援護者）の避難の為に支援体制を整える活動を推進しています。自治会におきましても 2011 年度から支援体制構築を実施致しましたが要援護者情報の管理が困難の為、実質休眠状態になりました。

この度、泉区のご指導の下、災害時要援護者の「情報共有方式」にて対応することとなり、改めて支援体制としての「災害時要援護者 地域支え合い活動」の構築を推進することとなりましたのでご報告いたします。

上記に基づき、8 月に区より共有された要援護者名簿記載者 70 名に、担当者が訪問させて頂き、各対象者の状況を調査票にてお知らせ頂きました。

今後、調査票を基に自治会としての活動を検討し支援体制構築を行う予定です。確定しましたら改めて、ご報告いたします。

【参考：災害時要援護者名簿の対象者】

1. 介護保険要介護・要支援認定者でア～ウのいずれかに該当する方
 - ア) 要介護 3 以上の方
 - イ) 一人暮らし高齢者、または高齢者世帯でいずれもが要支援または要介護認定の方
 - ウ) 認知症のある方（要介護 2 以下で、認知症の日常生活自立度が 2 以上の方）
2. 障害者総合支援法のサービスの支給決定を受けている身体障害者、知的障害者、難病患者の方
3. 視覚障害者、聴覚障害者及び肢体不自由者のうち、身体障害者手帳 1～3 級の方
4. 療育手帳（愛の手帳）A1・A2 の方

※上記情報は、事前に区役所より各対象者に自治会に情報共有の可否について確認書面が送付されます。その際に拒否されなかった方の情報が共有対象となります。

又、情報管理は区へ登録済みの情報管理者・取扱者のみが行います。

以上